

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
株式会社銭高組 大阪府大阪市西区西本町 2-2-4
00-003250 代表者 銭高 久善
(土木、建築、管工事、内装仕上工事、造園工事、水道施設工事、解体工事)
- 2 指名停止期間
令和 4 年 7 月 26 日 ～ 令和 5 年 4 月 25 日 (9 か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)
- 4 事実概要
(株)銭高組の元名古屋支店長は、近畿中部防衛局発注の岐阜 (2) 評価施設新設建築その他工事に関して、令和 4 年 5 月 31 日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の容疑で名古屋地方検察庁に起訴された。
- 5 指名停止措置理由
本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第 2 第 9 号ロ (競売入札妨害又は談合) に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第 2 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合)	
9 次のイ又はロに掲げる者が、県外の公共機関が発注した工事に関し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3 か月以上12か月以内
ロ 一般役員等	<u>1 か月以上12か月以内</u>